

徳島市汚水適正処理構想
(概要版)

平成 28 年 9 月

目 次

1 汚水適正処理構想とは	1
2 構想の見直し	1
3 新たな構想の策定	1
4 汚水処理施設の種類の種類	2
5 整備目標年次の面積と人口推計	2
「徳島市汚水適正処理構想」	3

1 汚水適正処理構想とは

川や海などの公共用水域の水質の保全、改善を図るため、家庭や事業所などから排出される汚水をきれいにする汚水処理施設の整備を進める必要があります。この汚水処理施設には大きく分類して、集合処理施設（公共下水道）、個別処理施設（合併処理浄化槽）の2つがあり、それぞれの施設を整備する区域を集合処理区域、個別処理区域といいます。

汚水適正処理構想は、市全域を対象に集合処理区域と個別処理区域の設定を行い、今後、汚水処理施設の整備を進めるうえでの基本方針とするものです。

2 構想の再検討

本市は、平成23年度に策定した徳島市汚水適正処理構想（以下、前回構想という）の中で集合処理区域と個別処理区域を設定し、汚水処理施設の整備を進めるうえでの基本方針としてきました。

前回構想の整備目標年次は平成42年度としていましたが、徳島県構想における目標年次が平成47年度に更新されたこと、本市の人口が年々減少傾向にあることから、今回、将来人口の再推計を行うとともに、汚水処理施設整備の進捗状況や地域の実情を考慮して、再検討を行ったものです。

3 新たな構想の策定

構想の見直しにあたっては、まず、土地の利用状況、家屋の密集度及び既存の汚水処理計画などの基礎データを収集するとともに、将来人口の減少等を予測しました。

次に、徳島県汚水処理構想策定マニュアルに基づく経済性の比較検討に加え、経済性以外の諸条件を勘案したうえで集合処理区域と個別処理区域を設定し、新たな「徳島市汚水適正処理構想」を策定しました。

なお、将来の土地利用の変化や下水道整備の進捗状況により、経済性及び事業効果・効率面を考慮し、適宜、集合処理区域と個別処理区域の見直しを行っていく必要があります。

4 汚水処理施設の種類

◎集合処理施設

○公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、下水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

また、公共下水道のうち、終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」、市街化区域以外の区域において設置されるものを「特定環境保全公共下水道」といいます。

◎個別処理施設

○合併処理浄化槽

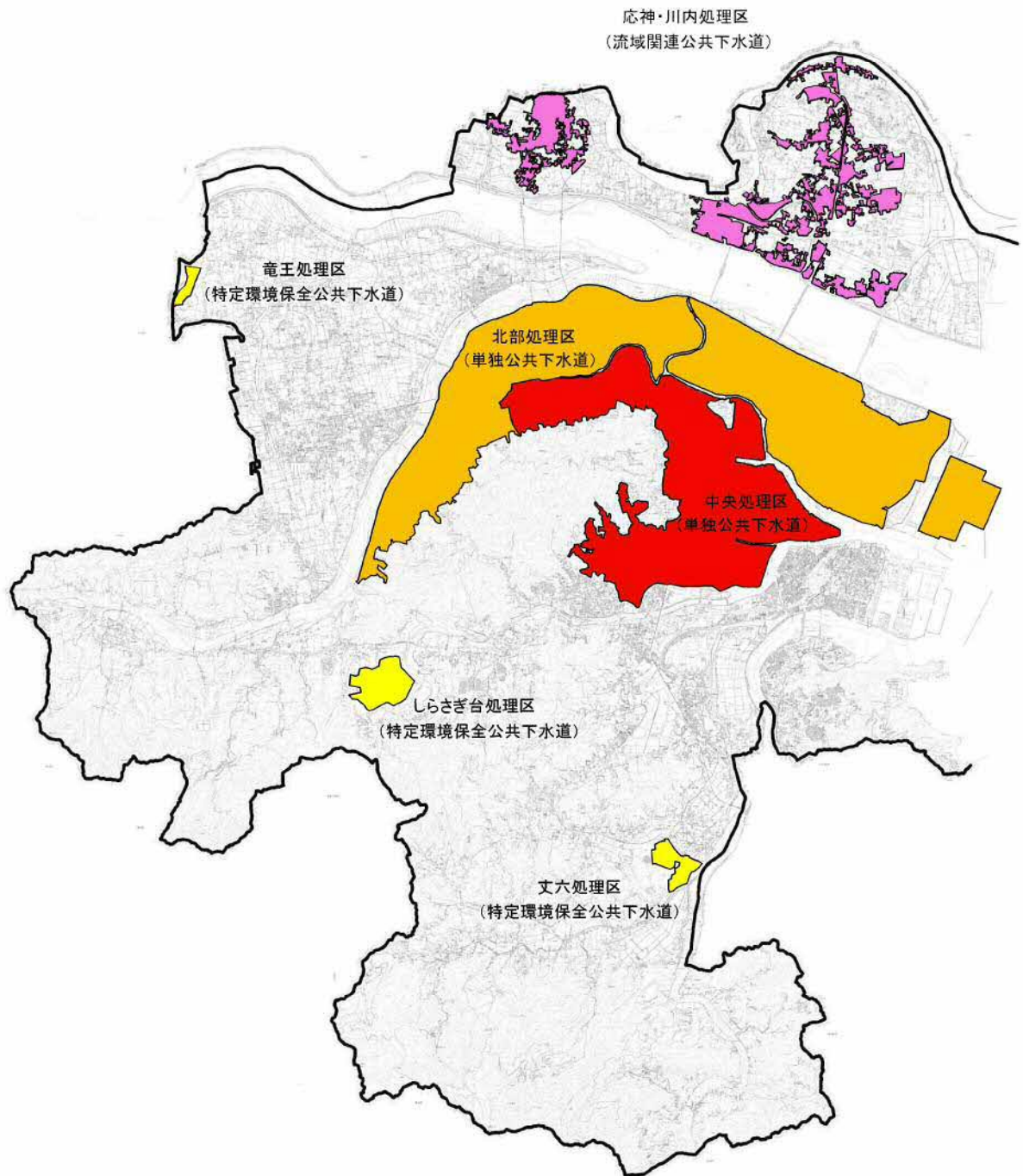
し尿（トイレ）と生活雑排水（風呂や台所など）を併せて処理する施設をいいます。

5 最終目標年次の面積と人口推計

今回構想の最終目標年次における整備面積及び人口は以下のとおりです。

区分	面積		人口	
	(h a)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
単独公共下水道	2,796.3	14.6	106,936	47.8
流域関連公共下水道	413.5	2.2	12,931	5.8
特定環境保全公共下水道	87.1	0.5	4,971	2.2
合併処理浄化槽	15,828.1	82.7	98,742	44.2
計	19,125.0	100.0	223,580	100.0

徳島市污水適正処理構想



凡 例	
—	行政区境界
■ (orange)	北部処理区 (単独公共下水道)
■ (red)	中央処理区 (単独公共下水道)
■ (pink)	応神・川内処理区 (流域関連公共下水道)
■ (light yellow)	特定環境保全公共下水道処理区
着色なし	合併処理浄化槽

「この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500地形図を複製したものである。
(承認番号 平29徳島市指令都政第52号)」